

# 会議要録

会議名	令和2年度第3回八王子市消費生活審議会	
日時	令和3年3月23日（火）午後2時00分～午後3時15分	
場所	学園都市センター第1セミナー室	
出席者氏名	委員	会長 朝日ちさと、副会長 渡邊隆、浅海正代、小林千里、 柿木眞弓、深沢靖彦、百瀬幸夫、赤木省三、成瀬義雄（敬称略）
	事務局	平野三津雄市民部長、橋本光太郎消費生活センター所長、 奈良貴代課長補佐兼主査、山崎恵美主査、戸田広樹主任、辻清江主任
	欠席者	柳木邦子（敬称略）
議題等	<p>【議事】</p> <p>八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の改定について</p> <p>(1) 理念と基本方針について</p> <p>(2) 施策の現状について</p> <p>(3) 改定の考え方</p>	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名 (事前配布含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度第3回八王子市消費生活審議会次第</li> <li>・ 八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の改定について（諮問）</li> <li>・ 資料1 計画の現状</li> <li>・ 資料2 現計画の重要課題に対する進捗状況</li> <li>・ 資料3 現行計画の実施状況と新たな課題</li> <li>・ 資料4 コロナウィルス感染拡大による消費生活への影響</li> <li>・ 資料5 令和3年度スケジュール</li> <li>・ 別紙1 「消費生活に関する市民意識・実態調査報告書」の配布と消費生活基本計画・消費者教育推進計画策定に向けた意見聴取のお願い</li> <li>・ 八王子市消費生活ニュース第113号～第115号</li> <li>・ 八王子くらしのレポートNo.143</li> <li>・ STOP コロナ！！八王子市からのお願い</li> <li>・ 第54回WEB八王子市消費生活フェスティバル</li> </ul>	

## 会議内容

### 1 開会

事務局 : これより令和2年度第3回八王子市消費生活審議会を開会します。今回は、次期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の策定に向けて見直し作業を行っている中で、進め方そのものを見直す必要が生じたため、改定やその考え方についてご審議いただくことを目的としています。開催につきましては、消費生活条例に基づき消費生活審議会のみを行います。

<欠席者連絡>柳木委員

<資料確認>

<平野部長挨拶>

<音声録音確認>

事務局 : それでは、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

朝日会長 : それではここから進行します。本日は、委員10名のうち9名出席いただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項の規定に基づき、審議会は成立しています。今回の審議会は、机上配布されております市長からの諮問文書を受けまして、計画改定についての基本的な考え方について審議いたします。次に、次第の「2. 議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本会議は「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づき、公開するというところでよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

朝日会長 : 異議なしということで、公開といたします。次に事務局から傍聴者についてご報告を願います。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在傍聴者はおりません。傍聴希望があった場合は入場いたしますので、ご了承ください。

朝日会長 : ありがとうございます。それでは2. 議事に入りたいと思います。

### 2 議事

朝日会長 : それでは早速議事に入りたいと思います。審議会の開催理由ですけれども、冒頭に事務局から説明ありましたとおり、計画策定について検討を進めていましたところ、早期に計画策定方針を確認した方がよいという判断に至った、ということになります。そのため本日の議事は、八王子市消費生活基本計画及び消費者教育推進計画の改定について、1 計画の理念と基本方針、2 政策の現状について、3 改定の考え方についての三つについて審議をお願いしたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : <事務局説明>

朝日会長 : ご説明ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので今のご説明を踏まえましてテーマごとにご意見やご質疑をお願いいたします。議事次第をご覧くださいますと、資

料の1から4まで説明いただき、(1)から(3)までありますので(1)から意見等をいただきたいと思います。まずは計画の理念と基本方針についてですが、事務局の説明では、安全安心な消費者市民社会の実現を理念として三つの基本方針(重要課題)について施策を展開してきたことのご説明がありました。現状については資料を中心に説明があり、この理念の達成はまだ道半ばであるという説明がありました。消費生活行政の実施において、また行政サービスを受ける市民としての立場から見て、この理念や基本方針についての意見をいただければと思います。

浅海委員 : 理念、重要課題については、今後も継続する必要があると考えています。今の理念は理想の状態であり、3つの重要課題はどれか一つ欠けてはいけないもの、かかせないものだと思います。次の計画では、デジタル化やアフターコロナの問題など、社会変化も踏まえて、その時にまた必要な重要課題として盛り込んでいけたらと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。これまでの審議会でもこの理念に基づく取り組みを振り返っていただいて、このように進んでますが、まだ目標に至っていないところを皆さんで確認していただいていると思いますが、継続の意思ということですね。他にご意見は、ありますでしょうか。

小林委員 : 確認させていただきたいのですが、今、資料2は、現状の重要課題がありまして目標設定などがあるのですが、令和4年度以降の新しい計画で改定した方がよい部分は、どの辺りのことなのでしょう。

朝日会長 : 改定にあたっての理念や基本方針についてということになっています。

小林委員 : 大きく見ると、資料2のこういった内容でよいかと思うのですが、目標設定につきましてはもう少し練った方がいいのではないかと思います。例えば消費生活の環境基盤整備という課題に対しての一番わかりやすい目標設定が、加盟団体の数でよろしいのかとか、消費者教育の推進に対して受講者数数字がないとなかなか難しいのですが、大学が入ったことによって、はたして市民に対する教育が推進されたか判断がしづらい。消費生活センターの認知度というところも計り方が難しいが、ただ大きいテーマとしてはよいかと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。これまでの委員会でも指標をどうするかという点は、かなり議論になっているので、改定にあたっては議論になってくる部分だと思います。事務局の方では、この辺りについて何かありますか。

事務局 : 理念とは、こうあるべき根本的な考え方あるいは、理想の状態の表現という理解になると思います。また目標は、その理念に向けてのマイルストーン、長期とか中期とかあると思いますが、その方向に向けての中間点という位置づけになるかと思います。かなり広範囲の中で全てを数値に表すことができませんので、平成29年の3月に計画策定した時には、その中でも代表的な数字をひとつ設定して今の目標値になったと思います。ただ現状ではその目的を達成する方向ではあるものの、数値目標は一部到達できていない部分もあるのが現実と認識はしております。これは引き続き取り組んでいかなければならないものと関係団体とご協力いただきながら進めているところではあります。

朝日会長 : ありがとうございます。他にございますでしょうか。計画の理念と基本方針(重要課題)という形で表現されていますが重要さは変わらず課題もあるということで、継続するというご意見もいただきました。継続の方向で進めるということで異議ありませんでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

朝日会長 : ありがとうございます。それでは次に2施策の現状についてに移りたいと思います。資料3について分かりやすく図示を使ってご説明いただきましたけれども、下にいくほど進捗に課題があるという図になっています。 障害者・外国人・新社会人等への消費者教育あるいは下の緑の帯のところ、課題があるというご説明がありました。このことについてご意見をいただければと思います。

赤木委員 : まず第2期の計画についてですが、当初の基本計画については、枠組みとして消費者保護のあり方、それから対応の体制、教育の基本方針を明示してありまして、計画実行チェックをPDCAで回しやすい体制が作ってあるように思います。

そこで気になっていますが、今一般的になっている言葉で「ダイバーシティ」だとか多様化だとか持続的な開発であるとか、こういった文言が整理されていないというか、これで行くと日本全体の基本方針の捉え方や都の捉え方からすると、その分析が遅れてきている感じを非常に持っています。今日の資料1を見させていただいてそのところが明確になったと思います。

今、私が言ってるような点は、2015年の9月に国連が17の目標SDGsとして世界で確認された目標なので、各国で取り組まれている考え方です。国連で採択されると先進国である日本は当然盛り込んでいく必要がありますし、それを日本が取り組んでいくものを東京都として取り組んでいくよう整理をしなければいけません。

そして、東京都から生まれたものを八王子市はどうするのかという整理になってくると思うのですが、そういう視点から資料1で2015年という年を横グラフ上で見えるように前倒しにして行きますと、国の方針は前第3期の方針にかかっていますから、前の計画ではほとんどコメントできてないと思います。東京都は2018年から計画がスタートしていますから少しはその辺が計画に入れられたのかなと思います。八王子の方は、2017年からスタートですから、これで行きますと東京都がSDGs関連を盛り込んでいない段階で作っていますから自動的にそういった考え方が入ってこなかったんだなという推定ができると思います。

色々な事情があって計画は後ろに伸ばしたり前倒しにしたりすることがあるのですが、この種の消費者に関わる計画というのは、やはり国・東京都の計画内容を取り込んで、具体的に実施する自治体としてある程度足並みを揃えていく必要があると思います。

そういう面で今回の提案されている内容の後半は、今年で決めるのではなくて、もう少し伸ばしてはどうだろうか、もう1回環境分析をし直してから、新たな考え方の整理をしてよいのではということであり、そうせざるを得ないかなと思います。特にこのままスタートしますと新型コロナ禍ですとかそういったものが盛り込めなくなってしまいます。

新型コロナは、これから2年3年続くという話もありますので、そういったものを一つの消費者対策として加えて行くのも必要だと思います。国の方はこれを自然災害とくくっているということだそうですが、そういった視点も必要だと思います。

今までの計画を前例踏襲して東京都のものを単に見るのではなくて、計画の中にもよく幅を持たせた環境分析をして、取り組んでいく必要が出てきているのかなと、特に今、環境はどんどん動いてきているので周期も早いですし、そういった対応を持って臨んで行くべきと考えています。以上です。

朝日会長 : ありがとうございます。施策の現場を取り巻く環境の変化についてご指摘いただきました。事務局いかがでしょうか。計画の話もございました。

事務局 : 今、赤木委員からご意見ありましたことについてですが、八王子市の計画は平成29年に作成した計画ということで、見方によれば都に先行したかのように取れますが、平成29年に策定した2期計画はさらにひとつ前の都の計画そちらを見据えて地域の計画として策定しています。東

京都が平成 25 年に策定した計画を踏まえて、現行計画を平成 29 年に策定しているというのが現状です。

また、その後平成 29 年に今現知事が当選して、先ほどもありましたダイバーシティですとか、セーフシティあるいはスマートシティ、三つの目標スタイルを 4 年間の実施計画として 2017 年から 2020 年の 4 年間の実施計画として、都が掲げましてそれに基づいて都の消費生活基本計画が平成 30 年に出てきたということになるかと思えます。

都の現行計画の中にはダイバーシティという概念、多様性、成年年齢の引き下げ、SDGs については取り上げられ始めているものの、これより前の計画をもとに八王子市の計画を作ったものですから、市の現行計画の中には取り入れられていないというのが現状です。

都の方も、令和 5 年 3 月には次の計画ができあがっていると思いますが、国と東京都と我々がそれぞれ役割がありながらも、都は当然国の動向を見据えながらなるかと思えます。国の方では冒頭申しあげましたデジタル庁の設置あるいは、その政策を盛り込まれた現行計画ではないということと、デジタル庁が発足するのは令和 4 年 9 月に予定されていますので、そういったことを踏まえるには新しい計画を作って令和 4 年 4 月から行うには、都も既存の計画の中でまだ先の計画を見えない中で、八王子市が先行してしまうというのが、我々が再度練った中での悩みでして、そのところも合わせて本日審議会の皆様にご意見をいただきたい所あります。場合によっては付け足すものは付け足して、時期をずらしてということも考えていく必要があるのかと考えています。

朝日会長 : ありがとうございます。元々 5 年の東京都の計画の終わりに近いところである意味反映ということになってきたわけですが、環境変化がかなりあるというところで、古い計画を踏まえて改定するということがどうなのかという問題提起だったと思います。他にご意見がございませうでしょうか。

小林委員 : 一つ質問なのですが、今の話を聞いていますと、資料 1 の国と東京都、八王子市とありまして、国というのは本当に国全体色々な地域を含めた広い意味の計画だと思うのです。また東京都は八王子市と近いものがありますが、そしてその中に八王子市らしさが出ればいいのかと思うのです。

今話を聞いて思ったのですがこれは 5 か年計画にしなければいけないものなののでしょうか。それとも次の計画は 2 年計画もしくは 3 年計画にして、そこから 5 か年にするとずれが修正されると思うのですが、それは実務的に可能なのでしょうか。

事務局 : 5 か年計画という決まりはありません。第 2 期で作ったものが 5 か年で作っているという話です。次の計画は 3 年で作るとしても、それは一つの案です。

コロナ禍で、新しい生活様式や、成年年齢引下げなど時代の変化が速い中で、できるだけ直近の課題をとらえていかなければならないと考えています。そこで、一度延伸することも考えています。基本理念はこのままということで、見直すべき所を精査し、一度、国と都を踏まえなおかつ、直近を踏まえて、一度延伸し、改めて 3 次計画を作成することとなります。

朝日会長 : ありがとうございます。年次もそうですが、時期も踏まえて改定もあり得るということですね。わかりました。環境の変化についてもコロナが自然災害であったり、消費生活に影響が大きいとか、デジタル化やダイバーシティに関しても意見がありましたが、環境の変化について、他にご意見ありますでしょうか。

深沢委員 : 6 月に委員の変更があるので引き継いでもらうのですが、今までの意見がどれもすばらしい。新しい問題を加えるのはいい。期間的なもの年度的なものも考えていくこともすばらしい。ただ、次回、6 月に開催するのですが、現状を示していただければありがたい。3 年度に達成す

る目標についても現状どのように動いているのか教えていただきたい。

朝日会長：今の令和2年度の値はありますか。

事務局：スケジュールについては、資料5で説明します。任期が2年であるので6/7で任期が終了となります。6月に開催する審議会は新委員で行います。きちんと引き継いで諮問し答申をいただくこととなります。令和2年度事業評価に関しても並行して実施するので報告を行います。庁内の検討も必要です。素案をいただき、答申を受けて政策会議に諮り議会へ報告します。目標は高い目標値を掲げています。

消費者団体連絡会の加盟状況は5団体であり、まだ8団体には至っていません。地域の多様な機関・団体が数多くあるので、地域の力を得ながら施策・啓発を進めていく重要性は、欠かせないものだとの認識はあります。引き続き努力を続けていきます。

フェスティバルなどで知り得たネットワークを生かして、より仲間を増やしていく努力を続けていきます。

朝日会長：基本方針・理念はそのままでいいのだけれども、プロセスは大丈夫かという指摘でしたけれども答申ですのできちんと引き継いで計画策定に落とし込んでいく説明がありました。

私の方からも環境の変化の意見として、コロナもちろんですが、デジタル化のまちづくりを勉強する機会がありまして、今までは企業・生産者からのマーケティングしている情報が多かったのですが、デジタル化により消費者からの情報が多くなっていき、消費者の購買行動がダイレクトになり、地域をつくるにあたり消費者が主体的になっていくことがデジタル化なのだと感じました。デジタル化も見極めながら計画を策定していくこともあるのかなと思いました。

まとめとして、現行計画の基本方針理念はそのままで、コロナの状況を見届ける、障害者などの教育の取り組みや新たな課題を取り入れる、都の計画も見据えることの見解がありました。新しい都の計画の動向を取り入れて計画を策定していくことの方角でよろしいでしょうか。

渡邊委員：今までの意見に全面的に賛同します。一点、前回の教育推進会議で話があった教育推進会議と審議会の一体化の課題も重要な課題であるため、時間をかけて審議していく必要があると考えられます。

事務局：市としても大きいテーマとしてとらえています。都も一体化したり分けたりしているので、都の動きを見ながら地域の中でどう考えていくかが必要であります。また、審議会委員の皆さまの負担も考えながらじっくり考えていけたらと思っています。

深沢委員：平成28年9月から消費者教育推進会議は続いてきています。平成23年から消費生活審議会は続いてきています。平成28年9月から審議会に何も説明なく、会議の前半に教育推進会議をやって、審議会を後からやりました。教育の面を別の組織でやるのはいいと思います。ただ、同じ日に1時間ずつ区切って行うことで何を審議できるのか、次回も一緒に続けていくことに問題があります。前回の会議では検討中であつたが、課題であります。

事務局：今の話は所長からも聞いています。教育推進会議と審議会を前半と後半でやっており、同じメンバーで同じような審議になっているのは承知しています。早急に検討していきたいと考えています。

深沢委員：来年度は、スムーズに進むよう配慮してください。

朝日会長：やはり、基本計画があつて実行プランとして必要であります。実行の部分がきちんと議論され検

証され、充実が図られるような体制がよいと思います。どうやったら可能になるか知恵を絞っていただきたいと思います。

それでは、審議会の答申（案）のためのまとめとしまして、感染症拡大の状況下、今後の消費生活に及ぼす影響を見定めながら、第2期計画の理念・基本方針・施策を継続して喫緊に取り組む必要の課題に取り組むこととし、第3期計画へ東京都の新計画の動向を取り入れるためには、現在の第2期計画の計画期間を延伸して、その上で第3期計画を策定する。延伸期間では、従来の計画の延長だけでなく、ダイバーシティや成年年齢引下げ、SDGs等の課題についても積極的に取り組んでいくという主旨でよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

朝日会長：最後に、審議会の初めに事務局から答申の確認について説明がありましたが、皆様の確認・修正を終えた答申（案）の決定と市長への提出を会長・副会長へ一任いただくということでよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

朝日会長：次に3その他を事務局よりお願いいたします。

事務局：<事務局説明>

「今後の予定について」資料5

「市民意識・実態調査・報告書」について 別紙1

「配布物について」

朝日会長：これで事務局の説明が終わりました。

ほかに質問がないようであれば、審議を終了いたします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：本日の会議要録は事務局で取りまとめ、皆様にご提示して確認をしていただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて各委員に連絡のうえご確認いただき、会議要録を決定いたします。今までいただいた確認の「署名」については、「審議会等の運用の手引き」の変更により不要となりましたので、確認・決定後、市のホームページにて公開いたします。

朝日会長：それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了となります。進行を事務局にお返しします。

#### 4 閉会

事務局：会長には、審議会進行ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

会の終わりになりましたが、本審議会の委員は消費者教育推進会議の委員も兼ねて2年間の任期となっており6月7日をもって今の委員の皆様の任期は満了を迎えます。

任期満了時には、各団体からの推薦と公募により委員を決定しています。事務局の至らない運営で、大変ご迷惑をおかけしたにも関わらず、ご尽力いただきありがとうございました。市民部長からも御礼を申し上げます。

市民部長：御礼

事務局 : 以上で、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。